

## 東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護職員初任者研修課程の受講にかかる経費を補助する介護職員初任者研修受講支援補助金及び研修課程修了後に指定介護サービス事業所等（以下「事業所等」という。）に就労した者に対し交付する介護従事者就労支援補助金について、東三河広域連合補助金等交付規則（平成29年3月31日規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、東三河広域連合区域内の新たな介護人材の確保と定着に向けた取り組みを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この要綱に基づく補助金交付の実施主体は、東三河広域連合とする。

(補助対象者)

第3条 介護職員初任者研修受講支援補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 介護職員初任者研修課程を修了していること。
- (2) 東三河広域連合構成市町村（以下「構成市町村」という。）に住所を有していること。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 市町村税等の滞納がないこと。

2 介護従事者就労支援補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去に介護職員初任者研修受講支援補助金の交付を受けていること。
- (2) 介護職員初任者研修の修了の日時点で、事業所等に関わる役務を構成市町村内で提供していないこと。
- (3) 介護職員初任者研修の修了の日から起算して1年以内に、構成市町村に所在する事業所等を運営する法人と雇用契約を締結等し、同一法人の運営する事業所等で1年以上継続して事業所等に関わる役務を構成市町村内で提供していること。
- (4) 市町村税等の滞納がないこと。

(補助対象経費等)

第4条 この要綱に基づく補助金の補助基準額、補助対象経費及び補助金額は別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 介護職員初任者研修受講支援補助金の交付を受けようとする者は、介護職員初任者研修の修了の日から起算して1年以内に、東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書（様式第1号）」という。）に次に掲げる書類を添えて、東三河広域連合長（以下「広域連合長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 研修費用の領収書等の写し
- (2) 研修を修了した旨の証明書の写し

(3) 市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書

(4) 国、県、市町村、就労先又はその他機関等から当該研修の受講に要した費用に対し補助を受けている、又は受ける予定の場合にあっては、当該補助等の額が確認できる書類の写し

(5) その他広域連合長が必要と認める書類

2 介護従事者就労支援補助金の交付を受けようとする者は、構成市町村内で事業所等に関わる役務の提供を開始した日から起算して1年を経過した日を起算日とし、当該日から1年以内に、東三河広域連合介護従事者就労支援補助金交付申請書兼請求書（様式第2号。以下「申請書兼請求書（様式第2号）」という。）に次に掲げる書類を添えて、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 就労証明書（様式第3号）

(2) 市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書

(3) その他広域連合長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 広域連合長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、及び必要に応じて調査を行い、東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金等交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に結果を通知するものとする。

（実績報告）

第7条 規則第10条に規定する実績報告は、申請書兼請求書（様式第1号）又は申請書兼請求書（様式第2号）及び添付書類の提出をもって代えるものとする。

（支払）

第8条 広域連合長は、第6条の規定により交付を決定した後に、申請書兼請求書（様式第1号）又は申請書兼請求書（様式第2号）による申請者の請求に基づいて、当該金額を支払うものとする。

（助成決定の取消し又は返還）

第9条 広域連合長は、請求者が次の各号のいずれかに該当したときは、東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金等交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 補助金の決定内容に違反したとき。

(2) 不正な手段により交付を受けたとき。

(3) その他広域連合長が取消し又は返還が妥当と認めたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金等交付要綱の規定により作成されている様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 3 号及び様式第 5 号は、改正後の東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金等交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金等交付要綱の規定により作成されている様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 4 号、様式第 5 号及び様式第 6 号は、改正後の東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金等交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。この要綱において必要な準備行為は、要綱の施行日以前においても行うことができるものとする。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金等交付要綱の規定により作成されている様式第 3 号は、改正後の東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金等交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。この要綱において必要な準備行為は、要綱の施行日以前においても行うことができるものとする。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金等交付要綱の規定により作成されている様式第1号及び様式第2号は、改正後の東三河広域連合介護職員初任者研修受講支援補助金等交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

別表（第4条関係）

補助金名	補助基準額	補助対象経費	補助金額
介護職員初任者研修受講 支援補助金	30,000 円	介護職員初任者研修の受講に 要した費用のうち、受講料、テ キスト代及び実習費とする。た だし、国、県、市町村、就労先 又はその他機関等から受講に 要した費用に対し補助等を受 けた場合又は受ける予定の場 合にあっては、当該費用から当 該補助等の額を除いた額とす る。	補助対象経費又は補 助基準額のうち、い ずれか低い額
介護従事者就労支援補助 金	20,000 円		20,000 円